

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

首都高速道路の料金施策は、交通輸送技術検討会による3点の意見「①首都高速道路の流動を確保する効果、②TSMなど交通規制を行う強度と影響、③一般道での交通渋滞の発生などの影響」を受け、料金の経済的負担の度合いの観点などを考慮した上で、夜間半額割引を導入するとともに、料金上乘せ額を1000円と設定しました。

	夜間割引		料金上乘せ	
	ETC搭載車	現金車	ETC搭載車	現金車
対象範囲	首都高全線	なし	首都高 都内区間	首都高全線（一部、下り線除く）
料金パターン	5割引 0時～4時		1,000円上乘せ 6時～22時	
対象車種	全車種		マイカー等	普通車以下の全て
	<p>ETC車</p> <p>対象外</p> <p>対象</p> <p>中型車 大型車 特大車 【A】</p> <p>事業用 小型貨物 タクシー等 【B】</p> <p>自家用 小型貨物 【C】</p> <p>自家用 社用車 乗用車等 【E】</p> <p>障害者等【D】※</p> <p>中型車以上</p> <p>普通車以下</p> <p>現金車</p> <p>対象外</p> <p>対象</p>			
	<p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者が運転または同乗する車両（事前登録車両） ・社会福祉事業の用にもっぱら供する車両（事前登録車両） 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の事業者が保有し、施設等の利用者が乗車する車両 ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車等の通行料金を徴収しない車両、大会関係車両 			

適用期間 オリンピック大会 : 7/20～8/10、パラリンピック大会 : 8/25～9/6

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

車種区分イメージ（ETC搭載車で料金上乘せの対象外となる車種）

【A】首都高の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」



中型車	大型車	特大車
		
例) 普通貨物自動車(車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満で3車軸以下) など	例) 普通貨物自動車(車両総重量8t以上で3車軸以下)、路線バス(乗車定員30人以上) など	例) 普通貨物自動車(4車軸以上で大型車以外)、バス(定員30人以上※路線バス除く) など

【B】一般に、ナンバープレートが「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両

普通車	軽自動車	二輪
		

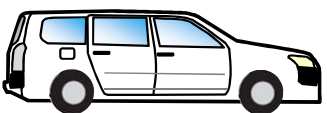
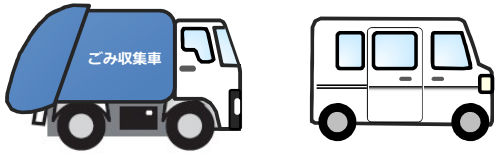
のうち

ナンバープレート例)

	
--	--

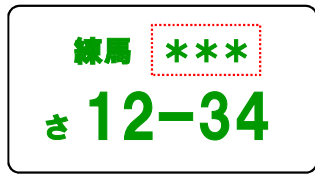

※分類番号は問いません

【C】一般に、ナンバープレートが「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の車両のうち、分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両

普通車	軽自動車
	

のうち

ナンバープレート例)

	
---	---

分類番号 : 「4**」または「6**」または「8**」

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

□ 料金上乘せの範囲（ETC搭載車両）

□ 料金上乘せの範囲（現金車両（ETC非搭載車両））

